

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（標準応答スペクトル）に係るヒアリング(6)」

2. 日時：令和5年7月14日（金）10時00分～11時45分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、田尻主任安全審査官、武田安全審査官、山口係員

日本原燃株式会社 技術本部 土木建築部長 他 20 名

5. 要旨

（1）日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）からの令和5年6月30日、7月4日及び7月7日の提出資料に基づき、主に以下の事項について確認を行った。

- ・ 標準応答スペクトルの取り入れに伴う改正規則等への適合性
- ・ 3S影響評価
- ・ 技術的能力（技術者の確保）
- ・ 品質マネジメントシステムの運用状況

（2）日本原燃から、主に、以下のとおり対応する旨回答があった。

- ・ 標準応答スペクトルの取り入れに伴う改正規則等への適合性については、既往 Ss に対する超過度合いの説明として記載する内容と確認結果として記載する内容を整理し、確認結果としては施設の特徴を踏まえて網羅的に記載する。また、地震による損傷の防止以外の基準地震動の追加による影響評価についても工事の要否に係る考察を記載する。
- ・ 3S影響評価については、申請概要において工事の有無等を記載した上で、波及的影響も考慮して詳細設計段階で具体的に評価していくことを記載する。
- ・ 技術的能力（技術者の確保）については、技術者の人数の減少について問題がないとする理由を具体的に記載する。

- ・本申請における設計審査委員会と品質・保安会議等の役割を明確にするとともに、補正に当たっての計画と実績を事業間の関係性を含めて説明する。
- ・今回の補正において誤記があった点について、これまでの類似事例との関係性を含め、原因等を整理して説明する。

## 6. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

## 7. その他

なし

## 参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和4年1月12日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請を受理」  
[https://www.nra.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000097.html](https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000097.html)
- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和4年1月12日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設に関する事業変更許可申請を受理」  
[https://www.nra.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000098.html](https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000098.html)
- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和4年1月12日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所廃棄物管理施設に関する事業変更許可申請を受理」  
[https://www.nra.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000099.html](https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000099.html)
- ・ 令和5年6月30日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（標準応答スペクトル）に関する資料提出」
- ・ 令和5年7月4日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（標準応答スペクトル）に関する資料提出」
- ・ 令和5年7月7日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（標準応答スペクトル）に関する資料提出」



時間	自動文字起こし結果
00:00:01	原子力規制庁の竹田です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。本日のヒアリングは令和4年の1月に申請があった。
00:00:11	灰処理及びMOX加工、廃棄物管理施設の事業変更許可についてのヒアリングを行うものです。
00:00:22	本日のヒアリングでは、
00:00:25	5月の30日、4月の4日4月7日に提出があった資料をもとに事実確認を行います。
00:00:33	規制庁側の出席者ですが、本庁側からは大橋山口、竹田田尻、ウェブから古作が出席しております。
00:00:44	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と、それぞれの役割と本日の説明範囲と達成目標について説明をお願いいたします。
00:00:57	はい、日本の浦です。それではまず出席者ですけれども私名、それから船水高橋、柏崎黒田岩瀬富田、野呂香山狩野。
00:01:10	東野沢狩野。
00:01:13	相内盛石原清水家から滝澤齊藤玉城原田成田と、ちょっとすみません興味ぐらいとても広いところがあるので出席者がかなり多くなってるんですけどもアドリブ関係。
00:01:26	御説明のところで出席して、人間番場須田町稲井
00:01:33	通話するかもしれませんが、ルーターの出席者を協議させていただきたいと思いますので、よろしく願いします。
00:01:39	でも、目標といたしまして、今回、先ほどありましたようにすでに提出しております芝として、整備手法としては規則等も適用するということで関連する条文の
00:01:51	共通点は認めた資料と、あと整理しようとした後変換体制も、
00:01:57	整備資料これは所清もしくは前回のヒアリングのコメントを受けて、承知しておりますのでこれの中身をご理解いただくと、いうことそれからあと今回の
00:02:07	原子力安全に係る変更ということだからそれ生協評価核物質防護と、やっぱり小冊子に関する影響評価について、勉強会の方を提出させており、いただいておりますので、これの中身を理解いただくとということ。
00:02:21	あとは変更申請に係る変更のみが大変広く提出しておりますので、これをご確認いただくとということを目的としております。

00:02:29	すいません役割分担と申しましたけれども、例えば、多くなっておりますので、個別の役割分担は割愛させていただきますけれども今回関連条文の適用の確認ということで、
00:02:41	耐震神戸瑠花亀井清条文のメンバーにも出席しておりますハート IIIAS の影響評価がございますので、各部室名簿それから保障措置に関する部分も出席を一番のメンバーに加えてですね出席をしておるところでございます。以上です。
00:02:58	規制庁の竹田です。ありがとうございます。
00:03:02	それでは順番に事実確認をしたいと思っておりますけれども、順番としては今、
00:03:10	表示されている順番でということよろしいでしょうか。
00:03:14	谷中です。はいその辺もお願いします。
00:03:17	はい。規制庁の竹田です。
00:03:19	最初に改正規則
00:03:21	適合性について資料の修正の内容のポイントについて説明をお願いします。
00:03:28	はい。合わせてございます評定とスペクトルの基準をもとに、改正規則的なセット説明資料、ニチバンとご説明をさせていただきます。Cにつきましても、よろしいでしょうか。地方整備申請につきましても、基準地震動を出したというところ。
00:03:46	趣旨でございますけれども、耐震設計関係の条文というのは当然吐き出しますのでそれが実際どの条文では波及して、その時期を説明すべきかということで、条文の整理、あと、今回の申請におきましては当時、京都市等が発生しないというふうなことで申請の方してございますけれども、そのときに、
00:04:06	状況につきましては、また資料でございます。前回いただいたご指摘踏まえまして落ちたところでございます。ページとしては下のページ、17ページお願いいたします。
00:04:22	はい。こっちましたけれども、こちらの関係の責任というところがございます。前回お示しした際にはですねここは丸と松田事務所になっておりまして、記載の思ってますか本部さん耐震環境のことばかり注力1点管理部かとか、

00:04:37	つかないようなところでございましたので、修正も来ましては、下に注記で書いてございますと HI だろうという一つの格上げしたような場を作りました。
00:04:49	するところとして、許可申請書本文と直接玉井瀬下 1000 耐震設計は細田たれているかな。
00:04:59	もともとつきましては位置付けを変えまして事務処理は直営に対して保管するところを記載していると、あすことしてランクづけをしたというところがございます。
00:05:10	してれば、一緒にある辻井のところが直接耐震設計関係の常務ついているところ場所ずらさばってというような、ちょっとわかりやすくなったと。
00:05:21	女性に関わってございます。
00:05:23	出しましてあるページの関係のところですか。久野局長お願いいたします。
00:05:35	最初僕のところでございまして向こうのところを修正してございますけれども、全般に示していただきたいんですが、基準値を設定してどれぐらいに対して、それに対する設備のところ、
00:05:49	いろいろ判断した上であるところで記載していたんですが、ご指摘を踏まえまして、岩瀬校のみ出しているところは耐震計算書なんかもございしますので、踏まえて、MOP でございますとか実際の発生値とかそういったレベルに着目した上でバーンてな形で訓練をした結果ということでまとめさせていただいて、
00:06:08	ございます。内容につきましては加来山田というものをテストバッチとかするごとにまとめているというところがございます。簡単でございますがご説明については以上でございます。
00:06:21	規制庁の竹田です。すいませんちょっと一旦音声を停止します。
00:00:00	はい、かしこまりました。
00:00:02	はい。規制庁の竹田です。当されてはちょっと音声の調整ができましたので再開したいと思います。
00:00:08	ご説明の方ありがとうございます。それでは、こちらからリリース確認を進めたいと思います。
00:00:15	ちょっと最初にですね
00:00:22	簡単のところから確認をさせていただきますけれども、
00:00:28	中央のペーシ、ページがですね 10 ページなんですけれど、

00:00:34	ここでスペクトルの図がありまして注記が書かれているんですけど、ちょっとこの注記の記載になりますけれど、
00:00:42	本資料では令和4年1月12月の云々かんぬんとあるんですけど、
00:00:48	これについては、この基準地震動っていうのは今回の補正を受けてすでに反映はされたものだとは認識しているんですけどそれは間違いないでしょうか。
00:00:58	はい、日本原燃の大橋です竹田さんのおっしゃる通りでございますそういう意味ではすいません補正前の最新情報ということで書いていたので今ですと、いついつ補正の申請書に記載しているSSC後の図というふうに記載するのが正しいかと。
00:01:14	以上です。
00:01:15	規制庁の武田です。はい。問題意識は伝わったと思いますのでここは適切に記載のほうを修正いただきたいと思いますので、お願いいたします。
00:01:26	はい、原燃合わせですかしこまりました。
00:01:29	規制庁の竹田です。説明いただいていたんですけど関係条文の整理については判例の方をですねいくつか区分けして記載をしていただいたということで、これはこれで大変わかりやすくなったかなと思っております。
00:01:45	行為のこの修正を受けまして、こちらから特に確認等はございません。
00:01:52	衛藤では続いてちょっと確認したいところとしましてはポポツの工事の要否についてのところになります。
00:02:01	この5ポツですですねポツ1ポツ2ということでまず書き分けをしてもらっているんですけども、
00:02:09	それぞれ5ポツ1と5ポツ2で記載する内容というのは整理されていると思うんですけどそれぞれどういった内容を書くものとして整理されているか説明いただけでしょうか。
00:02:22	はい。日本原燃の加瀬でございますその位置付けにつきましては真ん中のページ35ページのところですいません書いてあるつもりでございましたわかりにくかったら申し訳ございません。
00:02:31	今回、耐震設計に対する影響を確認することで、耐震補強工事の要否っていうところを判断するんですが、そのあとこの35ページの次の2段落目と3段落目で、ずっとその上でと書いているところでございます。

00:02:45	で、やはりあの際ご説明でも申し上げました通り Ss が清清野 SS に対して、新しい Ss がどれぐらい超えるかというのを確認した上で、その確認の度合いに対して、その周期に着目して、各耐震の施設の固有周期なんかに着目してやるというそういう 2 ステップを踏むということだというふうに考えましたので、
00:03:04	まずはその Ss がどれぐらい超えているかを確認するというのが 5 ポツ 1 の上でその小岩井を踏まえての、確認の具体的な内容及び結果をポツにやるというそのツーステップ理論でやるというところで、この章を二つに分けたというところでございます。以上です。
00:03:19	規制庁の武田です。はい。そのように説明は書いていただいているんですけど、実際 5 ポツの 1 で書かれている内容としては、まず (1) の水平方向で言いますと、既往の Ss に対して SC5 がどの程度超えているのかというところ。
00:03:37	0.1 秒から 0.3 秒の辺りについては記載はされているんですけども、それより短周期側についての記載ですとか図表で鷺津では示されているんですけど、
00:03:50	あとはその所長周期側ですねこの辺も超過をしていると思うんですけど、これらの記載については、触れられていないというところと、もう、
00:04:00	さらに一方で (2) の鉛直方向については、最後の文章なんですけれど、
00:04:06	SSC 後による影響は小さいと考えられるというちょっと考察じみた考えまで入っていると思います。
00:04:13	本当言いたいなよこととしましては、
00:04:16	比較をするとし、既往の Ss との比較についてもまだ記載が十分ではないというところと、ここで書くべきじゃないような内容も書かれているというふうにこちら認識しておりますが、いかがでしょうか。
00:04:30	日本原燃の加瀬でございますおっしゃる通りかと思いました。まずすいません水平方向鉛直方向ともにですけども、後ろの 3738 で書いている図の周期のところを書いている事実関係ですねスペクトルの比較のところは、
00:04:43	きちんとすいません網羅的に書くべきでございました。申し訳ございませんそこ開きます。鉛直方向で一番最後小さく抑えられると考えられる

	<p>というところにつきましてもおっしゃる通りで5ポツ2の方で各施設ごとの影響を踏まえて書くべきかと思っておりますので、それは5ポツ2の方に各施設のところに溶け込ませるような形で、</p>
00:05:00	<p>はい記載の方を移すようにして、先ほど私が申し上げたような2ステップのところをちゃんと明確に文書と対応するように記載したいと思います。以上です。</p>
00:05:10	<p>規制庁の竹田です。ありがとうございます。これで問題がちょっとあったと思いますので適切に整理いただいた通り、記載いただければと思いますので、お願いいたします。</p>
00:05:22	<p>体験に合わせてですかしこまりました。</p>
00:05:26	<p>それですねこの5ポツ1の、今書いてもらってる格好2の鉛直方向の記載なんですけれど、鉛直成分による耐震設計への寄与は小さいというふうな記載はありまして、</p>
00:05:39	<p>この記載っていうのは一般的な施設では鉛直成分の影響っていうのはやっぱり水平成分と比較すると、小さいかもしれないんですけど、</p>
00:05:49	<p>2000万減の施設としては平井知物防護ネットですとか、</p>
00:05:54	<p>これ1例ですけど、間瀬この施設の中では鉛直成分の影響を切る、影響を大きく受けるような施設っていうのも幾つか存在はしてると思うんですね。そういった事実を踏まえると、</p>
00:06:06	<p>これが最終の特徴と言うかどうかはわかりませんが、この記載っていうのは必要でしょうか。</p>
00:06:14	<p>はい。日本原燃のガスでございますおっしゃる通りでさっき2行ポツに溶け込ませずでございます。おっしゃる通りでさっき立候補詰め込み説明かかれば、</p>
00:06:27	<p>すいません日本原燃私ちょっと音声見られてるのでもう一度話し直します。先ほど私の方で申し上げました後、鉛直方向のこの考察をポツに移す時に各施設ごとにちゃんと溶け込ますといったところには当然そちらについての考えも、</p>
00:06:40	<p>記載すべきだと思っております。ですので今回につきまして竜巻防護施設等は実際に振って確認してるとかそういったようなところの施設ごとに聴く地震力の違いとか寄与する地震力の違いみたいなところまで触れた上で、5ポツには書いておりますので、</p>

00:06:56	それを受けて必要なところは書く必要ないところはやっぱりこういうのは要らないというところで、きちんと整理したいと思っておりますので共通的な記載として、こういう影響が小さく抑えられると考えられるというのは不要だというふうにおっしゃる通りのところだと思っております。以上です。
00:07:11	はい。規制庁の竹田です。はい、わかりました。先ほどもお伝えした問題意識の対応の中でこの辺もあわせて対応いただけるということだと思いますのでよろしくお願いいたします。
00:07:24	はい、遠藤間瀬ですかしこまりました。
00:07:28	続いてですね通しページの41ページをお願いします。
00:07:35	市長のページでの39ページですね。
00:07:39	ちょっと細かい内容になるんですけど、ポツ2ポツ1の(1)、ここで建物及び屋外機械基礎の説明がされているんですけど、
00:07:52	江藤久我駅甲斐木曾っていうのはこれは冷却塔の基礎だと認識しているんですけどこれまず合ってるでしょうか。認識。
00:08:01	はい。日本原燃の長谷でございますおっしゃる通りでございます。はい。規制庁の竹川です。その時に、この当該施設っていうのもせん断ひずみによる影響を行っているということでしょうか。
00:08:16	はい。日本原燃の加瀬でございますこちらにつきましては地下躯体をいわゆる有するようなものにつきましてはそのひずみっていうところを見ているので、屋外機の中でもそういったものがあるところについてはそれを見えています。一方でちょっとないものも多分、冷却塔の基礎ということで竹田さんイメージされてるもので、
00:08:32	単純な平面の基礎があると思うんですけど、そういったものにつきましては実際ひずみに対しての評価というものはできない、ないものがございますので、引き受け市の評価というのは、納期になりますので、そのいわゆるうわもの込みの固有周期を踏まえましてパイロットという注記を踏まえ、他の施設と比べても遜色がないもしくは1
00:08:52	を下回るということを確認することで、影響がないということを確認してございますちょっとその辺の書きぶりがいいのがすいません今ちょっとやっと気づきましたので、そこはちょっと考え方を書きたいと思えます。以上です。
00:09:04	池田です。

00:09:07	これ実際、
00:09:08	事実としてどういう検討を行っているのかというのをもう少し丁寧に書いていただければ、お願いいたします。その辺の書きぶりが無いのがスピードでいきましたしたいと思います。以上です。
00:09:22	はい。日本原燃忘れ修正の方対応いたします。
00:09:26	はい。お願いいたします。
00:09:28	それで、次がですね通しページの42ページ、お願いします。
00:09:41	はい。
00:09:42	えっとですね、ここでは、
00:09:46	(3) のところですね。
00:09:50	竜巻防護設備、竜巻防護対策設備排気塔関東については、これが有効応力解析なり時刻歴応答解析なりとかやっていると思うんですけど、
00:10:03	(1) での応答倍率による評価結果っていうのが記載されていた一方で、こちら(3)での検討の結果っていうのが記載されていないんですけど、これどういう理由でしょうか。
00:10:32	日本原燃大橋です。
00:10:35	東京支社、回答お願いします。
00:10:37	はい。日本原燃の原田。
00:10:40	こちらの方はですね、
00:10:42	かなり応答倍率。
00:10:44	等、かなり厳しい結果になってしまいますので、土岐大江施設と同じ。
00:10:50	評価、計算書に記載の通りの評価をやったという内容でございます。0その結果というのはかなりあれですね、細かい内容になりますので、
00:11:02	ちょっとここでの記載は先で、
00:11:05	設工認でお示しするという
00:11:07	ふうに整理を行いました。以上です。
00:11:16	規制庁の竹田です。
00:11:21	というのはちょっとよくわからないんですけど、具体的に何か細かいっていうことをおっしゃってるんでしょうか。
00:11:28	はい。日本原燃原田です。
00:11:30	ですね細かいというのは、
00:11:34	今回、能勢
00:11:45	江本。

00:11:46	ない。
00:11:48	評価をしているものもある。
00:11:52	或いは崩壊機構等大綱が形成されたイエスと、ページを割くような、という内容になりますので、
00:12:00	ちょっとここでは割愛してしまったということでございます。以上。
00:12:12	規制庁の竹田です。
00:12:15	ちょっとよくわからなかったんですけども、具体的には書けないということ等ではあるにしてももう少し、では文章の中で、定量的に書く必要ではないかもしれないんですけどもちょっと結果について丁寧に記載をいただくということはこれはできるでしょう。
00:12:34	あ、すみません、古作です。
00:12:36	まず、結果という前に何をやったか。
00:12:40	何をやったかっていうのが
00:12:43	項目しか書いてないっていう感じなので、どういう方法なのかっていうことだったりも含めて明示的にわかるようにするということだと思うんですけど。
00:12:55	とやってる内容は現状申請されている関公認の内容と一緒になのか、一緒にじゃなくて対何か
00:13:05	超えてしまうので、何か工夫を加えたのかっていうと、どうなんでしょう。
00:13:11	はい。日本原燃原田です。
00:13:13	前者の方でして、現状設工認と同じ評価をやりました。
00:13:20	はい、古作です。であればそういうことをちゃんと書くってことじゃないですかね。
00:13:27	はい。日本県は、そうですね。
00:13:30	わかりにくかったと思いますので工夫したいと思います。
00:13:35	はい、古作です。この42ページだと、下から2行目のところ2、
00:13:40	既往 Ss と同様の評価であるっていう表現があるんですけど、
00:13:46	これ、磁気成分も考慮可能な時刻歴評価によりとって、結局時刻歴評価やってますよっていう子等の就職にしかになってないんですよ。
00:13:57	ちょっとその意味で言葉がおかしくなってるっていうことだと思うんですけど、整理をしてください。竹田さん何か追加であれば、
00:14:05	お願いし、

00:14:08	規制庁の竹田です。はい。今、調査官から説明があった。うん。
00:14:14	求めた内容でこれで、
00:14:16	追加は特にございませんので、2年の方は対応の方、お願いいたします。
00:14:23	はい。日本原燃原田です。承知いたしました。
00:14:28	はい。規制庁の竹田です。
00:14:31	それでポツ2ポツ1の(1)から(3)で共通的な話ではあるんですけども、
00:14:40	水平動だkについての
00:14:44	考察がですね触れられているというふうな認識をしているんですけども、先ほど申しましたように鉛直動については当然影響がある施設とかもあるわけですので、結果については
00:14:57	鉛直断も含めたコース、影響の考察っていうのを聞き、きちっと記載いただきたいと思います。
00:15:06	オートバイとかだったら鉛直まで、
00:15:09	そんなに出てくるかどうかかわからないんですけど、(2)の道道につきましても、有効応力解析するにしても鉛直動の入力とかすると思いますし、
00:15:19	その上で、地盤の水平変形による依存が大きいから
00:15:24	当然甲斐影響は小さいということかもしれないんですけど、そういったことを含めてですね鉛直についての影響はどうかとかそういった点も考察をちゃんと
00:15:35	きちっと書いていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
00:15:39	はい。日本原燃のガスでございます。はい、おっしゃる通りのところだと思いますので先ほどの私から申し上げた対応の中で、ことだと思えますので先ほどの私から御社寄与する地震力の大北、清店長の企業の大きさの関係なんかも踏まえまして、各施設ごとにきちんと鉛直に対する考察を追加させていただきます。以上です。
00:15:57	Mexico 便所に考察後いただきます。
00:16:02	規制庁の竹田です。はい、わかりましたお願いいたします。
00:16:07	続いてですねこの5ポツ2の中で、
00:16:13	例えばこの資料では、竜巻防護対策設備等、主排気塔及び北は換気等、

00:16:21	という中で、これらの施設については、結果については説明、及び工事の方法の認可申請において説明するっていう記載があるんですけど、
00:16:33	これ以外の建物については、耐震補強工事は不要であると判断したとしているんですけど、
00:16:39	後段規制において詳細の説明を行うということは、
00:16:44	おなじだと思うんですけど。
00:16:47	そういった点と、必要に応じて許可の方針の範囲の中で補強工事を行うという方針、これは同じだと思いますのでこういった点は共通なものとして記載いただきたいと思うんですけどよろしいでしょうか。
00:17:02	はい。日本原燃の加瀬ですはいかしこまりましたちょっとそういったところの後段では設工認で説明するとか、はいそれに応じて補強工事が追加になるかもとかいうところの話についてはおっしゃる通り共通のところの話ですので、廃棄体の方まとめるなりさせていただきたいと思います。以上です。
00:17:20	規制庁の竹田です。はい。お願いいたします。
00:17:24	次は、
00:17:29	と同じくですね、どこをポツ2のところなんですけれど、これは表を、
00:17:37	第6表のところですね、投資が43ページでしょうか。
00:17:46	これはオートバイづ法による評価結果が示されているんですけど、企業Ssでの設工認申請っていうのは、これはまだ認可を受けてない。今審査中の昨年12月に申請があったものということで理解は合ってるでしょうか。
00:18:03	はい。日本原燃はせずおっしゃる通りの認識でございます。
00:18:07	はい。規制庁の竹田です。ちょっとそこが読みにくくなっていますのでその辺は明確になるように記載をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
00:18:16	はい。日本原燃のガスですかしこまりましたあの元になっているこの数字のもとになっているところについて申請等の設工認申請書とかというところを記載をきちんとしたいと思います。以上です。
00:18:26	規制庁の竹田です。お願いいたします。
00:18:31	ここまでは記載いただいている内容についてちょっと触れてきたんですけど、ちょっと改めて対費用を求めたようなものというものもありましてそれを今からお伝えしたいと思うんですけど。

00:18:45	まずこの5ポツ2では基準地震動 Ss による耐震評価に關しての結果、評価結果の見込みというものが示されていたと認識しております。
00:18:57	その一方で、基準地震動による耐震評価以外の評価っていうものもあると思います。例を挙げるとスロッシングとか、そういったものだと思うているんですけど、
00:19:08	そういったものについては結果が示されていないと思うんですけど、ほかにこの地震動、
00:19:16	での耐震評価以外の評価というものはどんなものがあるでしょうか。どうぞ。その辺説明いただけるでしょうか。
00:19:27	古作です。
00:19:30	それ以外にあるものについてはこちらも認識はしているので、それがどんなものがあるかっていうのを純粹に聞いているというよりは、その項目に対して、
00:19:40	どう、今回の案件を認識しているのか。
00:19:44	今回書かなかったのはなぜかっていうようなことだと思いますのでよろしく。
00:19:54	日本原燃の加瀬でございますすみませんこちらの趣旨といたしましては、補強工事があるかないかというところでございますので現状持っている構造体の躯体の強度なんか足りていないところがないかというところで、
00:20:06	書いておりましたですすみません減少につきまして現象論というんですかねそういったところの確認のところにつきましては今回はちょっとターゲットから外していたというのが、こちらの記載の趣旨でございました。
00:20:26	古作ですけど、竹田さん、何か言いたいことある。
00:20:34	はい、規制庁の竹田です。
00:20:37	当間板いこととしては、
00:20:42	補強のあるなしという意味では、理解はできたんですけども、後段での設工認の審査を行うにあたって、
00:20:56	この許可の時点で、耐震評価以外のスロッシングの評価とかっていう意味であたり付見込みの確認とかっていうのはしていく必要はないということで現状は認識しているということでしょうか。

00:21:11	乳井瀬谷でございますすみません横尾からおっしゃっていただいている通り、宇井横尾からおっしゃっていただいて本当にそのあとに、この次に RCS の影響評価じゃないですけど、
00:21:22	もう、実際設定が増えたりですね一切はソーシングによって、イスイの深田井関のソーシングによって A の 1 次の段階すぎる方にいろんなものを出さないといけないのかどうかとか、
00:21:35	そういう設備の影響というのは公共だけではないので、そういうことも見据えた上で追加工事がないという判断をしないといけないのかなと思いました。そういった視点も入れた上で工事の物件ですかね。
00:21:50	を判断しないといけない。
00:21:53	ということかと思います。はい。
00:21:59	はい。規制庁の竹田です。はい。補足の方ありがとうございます。そういった問題意識がありましたのでちょっとお伺いしたというところでございます。
00:22:09	と、いや、今の石原さんの説明を踏まえるとそういった、そういう寝具のペア。要は結果とかっていうものも、
00:22:17	見込みの結果というものが記載されるということで、対応いただけるということでしょうか。
00:22:25	はい。日本銀行の長谷様。
00:22:28	すみません音声悪かったでもあります。はいかしこまりました。そのように対応の方策を使っておりますけどはい。かしこまりました。手続きのためですけど、今、例示としてスロッシング言いましたが、
00:22:40	現状申請されている設工認の審査の中でも、
00:22:47	廃止、
00:22:49	今日、
00:22:51	京都関係での耐震評価以外に
00:22:56	地震の影響を考えなきゃいけないものっていうのはピックアップしてますのでそれを網羅的に書いていただけるということでいいですよ。
00:23:04	はい。日本原燃は瀬下のももちろんです最初にお話いただいた通りスロッシング以外にもそういった地震の現象に対しての確認、そういったところをやるところについては網羅的になるようにやる必要があると認識してございます。

00:23:20	はい。規制庁の竹田です。はい。それではですね本件につきましても追記の方、検討をお願いいたします。
00:23:29	それでもう1点なんですけれど、今設工認の審査の中でも、地盤モデルっていうのが論点に挙がって議論を進めていると思うんですけれども、今後どうなるかというのはもう現状太めな。
00:23:43	状況であります。
00:23:45	そういったことも踏まえまして今後の設工認での論点となる評価ですね影響が、
00:23:53	影響が大きいと思われるような設備ですとか建屋ですとか、そういったものっていうのも原燃の方で、影響の被害の
00:24:04	被害想定とかそういったものを確認されていると思うんですけれど。
00:24:08	影響が大きいと考えられるものとかそういったものはどんなものがあるかっていうものを列記していただきたいと思うんですけれど、これは可能でしょうか。
00:24:35	すいません、古作です。ちょっとわかりにくかったかもしれないので、あれなんですけど、新基準適合の方の現状の設工認で、
00:24:47	どの程度の裕度になるかっていうようなことを言うのは、現状だと無理だと思うんですけど、少なくとももう今回
00:24:57	5ポツ1の方で、影響があり得る周期体はどういうところかという話があって、それを踏まえて5ポツに
00:25:09	整理されているということからすると、この後の節項に、
00:25:16	標準音スペクトル取り入れに関する設工認を申請する際に、こういったものが、耐震評価が必要なのかって必要ないということ
00:25:28	済ませる機器がどの範囲なのかというところの色分けがされるんじゃないかなと思うんですけどそこら辺の方針なりが見えるようになっていうところを、
00:25:40	かなと思うんですけどそのあたり何かイメージされてることありますか。
00:25:50	はい。日本原燃の長谷すいません直接的な答えにならないだろうというのは承知の上回答します。今後設工認でこのC5取り入れのところを出す際には当然今8、審査いただいているところの設工認の耐震計算書を、

00:26:05	地震応答計算書ないし耐震計算書を変えていくようなことになるとは思っています。その際には、その SSC ごとでそれを加えた上での床応答とか設計用地震力を出して、それに包含されるような設計地震力が包含される場合はそれ以降の耐震設計は従前のもので十分というようなところは
00:26:24	当然あるかと思っております。ただ、位置付け上はその私語に対しての、床応答を出すというそこまでの話につきましては共通的に行うべきだというふうには考えていました。ちょっとやる方針としてはそういうふうに、
00:26:37	考えていたところでございます。ですので、なんでしょうあのえっと、今、何て言うんすかね影響のあるらしいとかを、
00:26:45	何だ、書かずともう、最終的には既設工認の方で木瀬北井の方は丁寧に各施設に対しての評価については書かれるものだというふうに認識してございます。
00:26:54	以上です。
00:26:57	規制庁、古作ですけど、そういうことを言うから、
00:27:01	実際の影響程度が、この施設についてどういうものなのかっていうのがわかりにくいっていうふうになっちゃうんですね。今回の 5 ポツ 2 で、それなりに書いていただいているので、
00:27:13	それを今のような観点でこういうところに注意をしながら、設工認やっていく予定ですというようなことでまとめていただければいいんじゃないかな。
00:27:22	ます。
00:27:23	竹田さんもうちょっと補足していただいたら、
00:27:28	よろしく申し上げます。
00:27:35	はい。江藤。規制庁の竹田です。そうですね 5 ポツ 2 の中で、簡易的な方法もついて
00:27:45	対象との被害が想定されるような機器について、簡易的な方法なりで確認をされていると。
00:27:53	思いますのでそれについて、
00:27:57	さらに影響がありそうだというものについてはどういった対応を進めていくだとか、接合にどう確認していくかだとかそういった点を丁寧に書いていただくかなという。

00:28:07	いただくべきかということだと思いますので、そういった対応いただけるでしょうか。
00:28:15	はい。日本原燃の大橋です。何となくわかってきましたつまり今回の施設ごとにその構造の特徴とか寄与する地震動の特徴周期みたいなところが、きちんとこの5ポツ2章のところの各所で、
00:28:27	書かれることになりますので、それでそのSsの超過具合と当たっている施設がここだからそれは設工認で間瀬なんですかね評価条件みたいのが変わったときにはちゃんとそこをちゃんと重点的に確認する。
00:28:39	ことで、対応していくみたいなのそういうようなところの何つうんすかね設工認に、Ss+時の、きちんと留意すべき点みたいなのところをきちんと書いていくみたいなのそういうような対応していくのかと考えました。以上です。
00:28:55	はい。規制庁の竹田です。はい。そういった認識で、そういった感じの認識で、こちらとも合ってるかなと思いますので、今おっしゃっていただいたような感じ、パッチで対応を進めていただければと思います。
00:29:10	はい。日本原燃合わせですかしこまりました。
00:29:14	はい。私の方からは、この種についての確認は以上です。規制庁側から何かありますでしょうか。
00:29:24	規制庁古作です。今に加えてになるんですけど、
00:29:30	最終的には、標準ほどスペクトル取り入れ2に関する設工認型の申請がされて、そこで確認をするということなんですけど、
00:29:41	一方で工事不要と言っているっていうことが、
00:29:46	どこまでその不要な状況にするかっていうことで、現状の新基準適合の設工認の中で、これに耐えられるような裕度を持って設計すると。
00:29:59	いうことで本当に工事がないようにしていくのか、そこは、教授大戸スペクトルの設工認の申請準備の中で、追加が発生したら、工事請負するんだと。
00:30:13	いう方向でいくのかはどっちを目指してるんでしょう。
00:30:18	はい。日本原燃の大橋でございます。後者だというふうに認識してございます当然公開につきましては影響確認という観点で当然ある程度保守的な方法とかそういったところでやっていますがやはり詳細な設計を行った結果が最終的な性能

00:30:33	リザルトになると思いますので、それを踏まえて、ある場合はきちんと対応するということは言わざるをえないことかと思っております。以上です。
00:30:41	古作です。
00:30:44	もしあればやらざるをえないのはそれは当然なんですけど、
00:30:48	なるべく発生しないように新基準適合のときに裕度を確保するには設計しない。
00:30:55	ですか。
00:31:04	古作なんですけど、加えて申し上げると、耐震補強が発生したらそれなりの工程を引かなきゃいけなくなるということで、
00:31:14	事業を遂行する者とする相当のリスクパールような気がするんですよ。で、第、
00:31:22	そうです。米は、基本工事が発生しないという見積りのもとやられている状況。
00:31:30	なんですけど、まず、なんですけど、原燃の場合は、まだ新基準適合は進んでないというようなこともあって宙ぶらりんになって、
00:31:41	そのあたりをどうしていくつもりなのかで、
00:31:46	新基準適合での裕度がはっきりしないので、本当に発生しないかどうか分からないという現状ですから、それをどう考えているかということです。
00:32:13	はい。日本原燃の加瀬でございますちょっと回答か。
00:32:17	合ってるかなんですけれども今現状につきまして先ほど私も申し上げました通り結構保守的な応答倍率法でもちゃんと、何て言うんすかね高エネルギーとかとかで、
00:32:28	線形条件じゃない。
00:32:30	ごめんなさい、古作です。
00:32:32	現状はいいんです。ただ現状のもとにしている設工認は、今後変わるんですよ。
00:32:39	なので、これからその地盤モデルを整理をして再計算をしていくと言ったときに、どの程度に裕度になるのか、その裕度で、
00:32:49	大丈夫だと思って、新基準適合の審査を受けてしまうのかそこで補強するのかと。
00:32:58	というようなことについてお聞きしてます。

00:33:12	はい。日本原燃の加瀬でございます課題認識としては同じところだと思うんですが今の新規制基準の設工認を受けているところで、そういったところが変わってしまうないもしくはその厳しくなる施設が厳しくなってしまうそういったリスクはどうしても否定できないところだと思います。
00:33:27	そういったものが八田発生した際には、改めて別途ですねちゃんと工程とかについてはきちんと考え直すタイミングがいずれ来るというふうな認識でいるというのがはい現状でございます。
00:33:38	いうエリアでございます。長谷さんだとかぐらい。
00:33:44	大庭さんだよ。
00:33:46	計画の計画としてどう考えるか。いや、だから大丈夫。
00:33:52	リース一遍考えるかどうかも含めて全体工程でどう考えますか。
00:33:58	ちょっと李深川です。私の理解が足りてないので、合ってるかわからないんですけど確かに今、米津郡側で新基準の設工認がある地盤モデルの検討を行っているということでその地盤
00:34:14	金城モデルっていうのはどういうふうになるかっていうのとあと比較で、
00:34:19	施設数、来たものを含めて設備側というのは、
00:34:25	耐震評価も含めて、影響を受けてくるというところがありますので、その評価の中で、当然 SC 業務小堀をした上で、対応ができるということであれば、
00:34:39	当面、保坂さんおっしゃるように工程確保の観点と、事業者としては、工程をなるべく早く竣工させた施設を完成させたいというところありますので、
00:34:49	そこへ隠れるば取り組んでいくような形では考えておりますけれども、ちょっとまだいろんな所が決まってないところがありますので最終的な結論は出ないんですけれども、
00:35:00	考え方としてはそういう方向でやっていきたいということで、
00:35:04	認識をしております。
00:35:07	はい、規制庁古作です。それで言うと、新基準適合の設工認対応に於いて、融度がどう変わってくるかということ、

00:35:19	が見えてこないと追加工事の有無、必要性といったこともわからないので、その程度において、工程をまた考えなきゃいけないっていうことでしょうから、
00:35:30	どうするかはその内容を見ながら判断していくということで認識をしました。その点で言えば
00:35:40	できる限りは反映しつつということ等で受け取っておいて、実際どうなるかは、新基準適合の審査の中で、また確認をしていくということかと思ひ
00:35:53	ますのでそちらの方での説明で少し配慮していくように、よろしくお願いします。
00:36:00	はい、業務部の方で調整いたしました。
00:36:07	規制庁の竹田です。その他保守について規制庁側から確認はございますでしょうか。
00:36:17	はい。よろしいでしょうか。
00:36:19	もし振り返りについては今は設工認の場でヒアリングの場合は後でまとめて費や振り返りとかっていうのをメモ作ったりとかして対応しているんですけれど、今回どうしましょうか。
00:36:35	日本原燃の大橋ですもしよろしければ今の議題での何ていうか取りまとめというかは、今させていただければありがたいです。
00:36:43	はい。規制庁の竹田です。はい、わかりましたそれではですね、どこの資料についての修正の方針について振り返りをお願いします。
00:36:51	はい。日本原燃の長谷でございます。今回いただきましたご指摘踏まえての今後の資料の修正に関してでございます。まず細かい内容系のところでございますが16ページのところで、許可に今回の補正申請で記載した応答スペクトルと時刻歴はKSC後のものを記載してございますが、
00:37:09	その注記に、いついつの審査会合での概ね了承のところのことを書いてございましたが、実際今の補正申請の実績があることを踏まえた適切な最新化というものが必要というところで修正いたします。
00:37:21	次でございますが何個かいただいたコメントをちょっと集約しているところです。5ポツ1、または5ポツ2のところでございますけれども、鉛直方向地震力の超過度合いに対しての位置付けその確認の位置付けに

	つきまして、現在の総括的な記載で地震動の超過ぐらいのポツ1章に書いているところでございますが、
00:37:40	各施設の特徴を踏まえた考察ということをきちんと5ポツ2で、下記記載をいたしまして、これに伴いまして5ポツ1で共通的に書いてしまっている考察関係企業が小さいとかそういったところですね、そういったところをきちんとポツに展開する等の記載のすみ分け、5ポツ1と5ポツの記載のすみ分けについて適正化のほうをさせていただきます。
00:38:01	次でございますけれども、影響確認に用いている企業SEセンター、
00:38:07	上下、
00:38:10	41ページ、星野43。
00:38:13	根木。
00:38:16	今の雪子んいまして、あるならばその引用元というところは適切に記載の方をさせていただきます。
00:38:23	また、加えて今回追加で新しく章立てというかまして記載しなきゃいけないところとしていただいたご指摘として、スロッシングでありますとかそういった強度評価以外のところのSsに対するの評価、
00:38:35	現在石塚森井の方で実施することになっているものでございますが、そちらの方についてもフォーカスを当てましてその上で、工事、それは補強ないし、追加なんかもあり得ると思うんですが、そういったものへの影響という観点での記載のほうを追加させていただきます。
00:38:48	資料の修正、とか直のところにつきましては追記のところにつきましては以上というふうに認識してございます。
00:38:59	はい、規制庁の竹田と渡瀬二本木電話っすレース申し訳ありませんあと屋外構築物の方につきましてはすいませんちょっと1個抜けました。屋外構築物の方につきましては実際にどういう評価をどういう観点でやったのかというところをもう少し詳細に書くというところ。
00:39:12	につきましてご指摘いただいておりますのでそちらにつきましては記載のほうの拡充の方させていただきます。以上です。
00:39:21	補足ですけど、資料修正は
00:39:26	ほかにもあれば、ただだから言ってもらえばいいんですけどそれ以外、
00:39:31	言われてて、
00:39:32	認識したことってのはないんですか。

00:39:41	日本原燃大庭です。最後、ご質問いただいたところについては先ほど申し上げた通りですけれども、今新基準の設工認側出島モデルの検討というのは起こっておりますので、
00:39:53	集合の
00:39:55	対応もですね、その小、そのあとの評価の中で、可能な限り考慮していくというところは認識として、
00:40:04	今回ですね認識いたしましたので、その理解で進めていきたいと思えます。以上です。
00:40:19	はい。規制庁の竹田です。最後大庭さんがおっしゃった内容というのは特にこの資料の中で何か反映するというわけではなくて単にそういう認識で今後進めていくとかそういう案という
00:40:32	理解でよろしいですか。
00:40:35	竹野場です。はい。そういうふうに認識しております。
00:40:42	日本原燃の大橋でございます今の話につきましてはスタンス関係のところはそうですが、10分地盤モデルのところとかの話の踏まえて、今後設工認でどういうところに着目してやるかみたいなそういうところの記載はあると思えますのでそういうところはきちんと適切に対応いたします。
00:40:59	規制庁の竹田です。はい。そこ認識いただいていると思えますのではい。
00:41:03	お願いいたします。
00:41:06	今回資料の修正のところについては今説明振り返りでいただいた内容と、まともに相違はございませんので、
00:41:13	修正の方進めていただければと思えます。
00:41:18	その他はい。
00:41:20	お願いします。
00:41:22	かしこまりました。以上です。
00:41:24	規制庁竹田です。
00:41:26	について、コメントはございますでしょうか。
00:41:30	あ、規制庁補足です。
00:41:32	いつぐらいに整理できそうですか。
00:41:36	日本原燃の長谷でございます。記載の修正で関係のところは時間を要さず行くんですが、やはり設工認上、現共同評価じゃないところのSs評価がかかっているところその対応がすいませんちょっと

00:41:49	どんなもんなのかっていうところがございますので、すいませんちょっと気をつけませんと、すいませんちょっと、ちょっとめどが立ち次第別途すいませんスケジュールについてはお伝えさせていただきますそれほどなるべく時間かけないように対応するようにいたします。
00:42:02	はい、古作です。わかりました連絡お持ちしています。
00:42:08	規制庁大橋ですけれども、多分直されるとは思いますが、ちょっと、念のため確認ですけれども、通し 18 ページ、印字されているページと 16 ページですけれども、その中を直すという話がありましたけれども、
00:42:21	あわせてそのどうしても 12 ページも同じふうに直すという理解でよろしいでしょうか。
00:42:29	人事だと 10 ページからは、日本原燃増井で先ほどの通し通しの 18 は SD でおっしゃる通りこの認識はしてございます Ss のページがございまして、そこも同様に直すつもりでございます。以上です。
00:42:48	では、次の資料の確認に進みたいと思います。
00:42:57	やっぱり IIIAS 関係の確認ということでよろしいでしょうか。
00:43:02	はい。日本語の場です。それでは続きまして主任数の影響評価に関する、
00:43:08	資料に移らせていただきます。年は再処理廃棄物管理事業で、一つで MOX 事業で一つということになっております。
00:43:19	最初の廃棄物事業の方で代表修設説明させていただいて、ちょっと補足した数の方について説明するという形で進めさせていただきます。
00:43:30	資料として 1 ポツで申請内容に持つ影響評価ということで記載して、1 ポツの申請内容は、すでにご理解いただいていると思いますので、
00:43:39	省略をいたします。2 ポツが、とする例数に係る影響評価ということで、今回原子力安全に係る変更許可申請を行っておりますので、
00:43:49	(1) で核セキュリティへの影響 (2) で保障措置への影響ということで、保障措置については、再処理事業のみですけれども、評価を行っております。
00:43:59	評価の確認項目については以前の SSS の面談の中で提示させていただいている項目を、
00:44:08	大庭さんのね、ちょっと
00:44:11	逃げ西原でございまして。IIIAS の影響評価、脳腫

00:44:15	もうリー倫理関係する事業、並べて整理をして出させていただきました。
00:44:21	先日あった関係者集まった IIIAS の年なんですね。その中でも、この影響評価の書き方についていろいろと
00:44:31	お話をいただきました。特に申請概要と書いているところと、影響評価の理由のところのリンクづけ、こういう申請だからこういう理由でクラブが展開はいるんだよ。
00:44:45	というようなひもづけであったり、あと先ほどあった、5.1 とか 5.2 の C5 を足したときの工事が不必要というような評価。
00:44:58	のところと、工事が必要だねという側のところと、実際は、詳細については設工認側でちゃんと展開するんだよという全体の流れを考えた上で、この影響評価のついては、
00:45:10	書き直しが必要だと思ってます。あと項目についても、漠と書いてあって何を対象にしてるかっていうのが明確じゃないところは前회가面会だけだったので詳細まだちゃんとリリースできてませんが、
00:45:23	他の会社さんの影響評価のやつを見ながら、適正な表現に見直す等、やることはあると思ってますので、そういうことを見直しをしていきたいと思っております。はい。
00:45:34	助教としては今、交流、認識しておりますはい。
00:45:40	はい。規制庁小阪です。その認識で対応いただければと思います。具体的には先ほどまで話をしていた工事の有無と、
00:45:51	いったことなりはもう概要の方に書いていただいて、でないとなんもん変更がないので、影響ありませんというのが、
00:46:02	わからなくなって、
00:46:04	す、そういう形かと思ってますで、何でいいそ、上の方に具体は設工認まで入れてしまうのかなと。
00:46:14	思ってます。
00:46:15	そうすると、結局は影響評価も設工認次第っていうことになるので、
00:46:22	それも、
00:46:24	それについては下側に書いた方がいいのかな。
00:46:28	いうところは明確にしてもらったらいいかと思ってます。これは他の事業者もですね、他の際の影響評価ってまだ詳細確定してないのになって悩む、悩んでいる方々が多くて、

00:46:43	なので最終的にはいつです。後続のここで明確にしますよっていうことをはっきりとしましょうというような議論をしていますのでよろしく。
00:46:54	お願いします。
00:46:56	はい、乳井西田でございます。はい、ありがとうございました。承知いたしました。
00:47:04	規制庁の田尻です。1点いいですか。私満留高前田様。
00:47:09	元田。
00:47:11	項目。
00:47:16	されてまた出されるってことでいいですか。
00:47:19	外にあげるようでございます。
00:47:24	この記載が曖昧だったりっていうのもありますし、というか整理しておるところも多分あると思いますので、渡瀬さんも見ながら持ってきて
00:47:34	2の修正をしていきたいと。
00:47:37	はい。
00:47:39	はい、規制庁谷ですよろしく申し上げます。BCP、
00:47:45	別の分を入れながら、
00:47:48	補足です。その上点なんですけど、これも
00:47:55	設工認の方SSSの話していて、波及影響っていうのはやっぱり話題にの中心になると思うんですけど、その辺りがいま見えませんんですけどどうか。
00:48:06	考えて対応されてますか。
00:48:09	はい。乳井石田でございます。はい。おっしゃっていただいたように非常に書き方を不安にしまったので項目をそういう意味では、
00:48:20	追加をする会内例えば核セキュリティでいくと防護対象の追加等の有無、この通り何が入ってるか曖昧なまま進んでしまってるのと、
00:48:30	防護性能への影響っていうので防護対象の方は、
00:48:35	認識、僕は自己認識いただける通り拡声器側の設備でカバーする、しないといけないような、申請対象設備みたいのが追加されますかみたいな合わせたんですけど。
00:48:46	この中ではっきり事業も含めて見ていくかもしくは防護性の防護設備の性能っていう中に、波及影響のことも含めて見ていくかその辺は整理をした上で、
00:48:56	展開をしていきたいと思っています。はい。

00:49:00	はい、蘇武です。
00:49:03	どういう書き方が工夫の余地があるかと。
00:49:07	けど、明示的に分かれる。していただければと思います。一番の影響として、考慮しなきゃいけないポイントですんでよろしくをお願いします。
00:49:19	はい。与儀リーダでございます承知いたしました。
00:49:23	規制庁大橋ですけれども、ちょっと1点確認なんですけれども、今後見直されるということですので自然に直るかもしれないなと思いつつ、なんですけども、
00:49:33	再処理と MOX の方の資料を見比べてみて、MOX の方は各影響評価の理由の箇所に関して、
00:49:45	安全機能を有する施設に対して改造とか追加とか
00:49:53	変更はないというふうに書いてあるんですけども、最初の方とかでは特にそういうのは書いてなくて、ただ単にその再処理施設または管理施設に変更はない見込みというふうに書いてあんですけど、この考え方が特に違うということはない。
00:50:06	あるんでしょうかなんか言うギリシャでございます考え方は変わりません。牧草も安全機能を有する施設と、私も書きましたけど、SA もあるなど思いながら、
00:50:17	いろいろと抜けがあるので、ここも全体でちゃんとカバーしていますということが認識していただけるように、書き方はまだ修正の余地があると思ってます。
00:50:27	はい。では、よろしくをお願いします。
00:50:37	規制庁の竹田ですそれじゃ IIIAS 関係でその他確認はございますでしょうか。
00:50:49	よろしいでしょうか。
00:50:50	それでは本資料につきましての振り返りの方を原燃の方からお願いいたします。
00:51:11	2本のペースでいいですか原さん。
00:51:15	はい。
00:51:17	先ほど評議員中出石原の方から申しあげましたようにここの影響評価の書き方がこの資料全体の方ですね、
00:51:28	アメリカの中でも説明している通りということで他社さんの方も踏まえて適切に見直しをしたいと思いますので、こちらについてはまた資料全

	体修正をして、あと再処理と MOX の記載の横並びも確認した上で提出をさせていただきたいと思います。以上です。
00:51:47	それは、
00:51:50	清規制庁側からコメントございますでしょうか。
00:51:58	よろしいでしょうか。はい。
00:52:00	はい。それでは次の資料の確認に進みたいと思います。
00:52:05	通期の資料が、比較表の方ですね。はい。
00:52:11	それでは、資料につきまして、ポイントになるところだけで結構ですので下の方から説明をお願いいたします。
00:52:20	はい。これです。変更比較表については再処理廃棄物、パート MOX ということで提出をしております。
00:52:31	結構前にですね、既許可ということで、今回の前の最新のものということで
00:52:40	最初に配布物ですと
00:52:44	来年 9 月 29 日の許可、それぞれ最新の許可のもの。
00:52:49	上げた上で変更前、変更後ということで並べ、整理をしております。ですので、それぞれ記載のプランに書いているということで、
00:53:00	特にトピックス的なところはございません。
00:53:06	確認いただいて、踏まえて変更理由ということで入れておりますので、変更理由として特にトピックスというところはございません。
00:53:17	井藤ですねちょっと今回の変更申請の中でちょっと補足をさせていただきたい点がございますのでそちらについて説明をしたいと思います。
00:53:28	はい。
00:53:29	柏崎でございます。今回廃棄物管理施設の添付書類
00:53:35	耐震設計の記載に誤りがございました。申し訳ございません。
00:53:41	衛藤廃棄物管理施設の越智ページでいきますと 57 ページ。
00:53:46	56 から 57 ページの、になってございます。
00:53:50	記載がですね再処理施設の内容になっているという事象でございます、
00:53:56	ついては、当時変更申請当時のチェック資料を収集しておりまして、計について調査を行っているところでございます。
00:54:05	すでに CR 登録を行っておりまして、不適合管理を進めております。

00:54:11	この是正処置完了後に、補正申請をさせていただきたいと考えております。
00:54:19	説明は以上です。申し訳ございませんでした。
00:54:22	財務すんでしょ。
00:54:23	いろんな場ですと変更前、公表のですね説明は以上になります。
00:54:29	規制庁大橋ですけれども今の点はこの資料が間違ってたということではなくて、し補正がそのものが間違ってたということでもよろしいですね。
00:54:40	でもあれするはいその通りです。
00:54:43	はい。
00:54:47	よろしくをお願いします。その上でちょっと確認なんですけれども、
00:55:05	えっと再処理の資料でいくと、43 ページになるんですけれども、
00:55:14	ここに技術者の人数等が書いてあります。で、赤字で、
00:55:21	人数が減っているのが技術者の人数が、1915 人から 1887 人というふうに減っているんですけれども、これは、まず確認なんですけれども、
00:55:32	どういった理由で減ったんでしょうか。
00:55:37	はい、日本の現場です。こちらはですね、申請時点、令和 5 年、7、新設といいますか左側が 44 月 1 日時点で、うん。
00:55:50	ちょっと進めています。
00:55:54	年の 4 月 1 日時点ということで、その間の、
00:55:58	何ていうか変更の理由としてはやはり所内の移動ですね、社内のいいところで、この再処理施設、これは廃棄物管理施設それぞれ施設に属する所属の部署にいる人間が若干増減がございますので、
00:56:12	移動ですとかあと入社退社というところですねそういったところで、人数が減っているという理由になります。
00:56:19	以上です。
00:56:20	これの江藤六ヶ所のその原燃再処理施設にいる方の技術者の数、合計ということで実用します。
00:56:30	はい、神保です。はいその通りです。
00:56:35	その上でなんですけれども、この 1887 人ということで、ある程度の人数がいるというのはわかるんですけれども、この人数で十分なんですっていうこと補足、備考の方にちょっと加えていただきたいんですけども
00:56:50	具体的な
00:56:55	数を踏まえてですね、その辺ってのはちょっと今の記載。

00:56:58	あと少し定性的な書きぶりにとどまってる気がするんですけども、翻訳可能でしょうか。
00:57:08	日本原燃の大庭です。
00:57:11	そうですね目下資格者の人数ですとかそういった最低限必要なそろえなければいけない人数というのが明確になっているところは、
00:57:26	定量的なところを記載できるところあるんですけども、
00:57:29	技術者全体の数のところについてはですね、ちょっと定量的にどこまで、ちょっと定量的に言うことは難しいかもしれませんが単純に人数は減ってるけど大丈夫ですとなっているところをもう少し根拠がわかるような形で見直すという趣旨だと思いますので、
00:57:47	書き方の下、させていただきたいと思います。
00:57:51	以上です。
00:57:53	はい。よろしくお願いします。ちなみに、
00:57:57	何か技術者、この技術者ですけども何か他のページ、33、
00:58:04	下の、
00:58:08	45 ページの辺りとかこれは、
00:58:13	大型自動車等を運転する資格の、要するに技術者というなことに書いてありますけれども、こういったところも同様なんですけれども、何か
00:58:25	者として書くか書かないかはあるかもしれないんですけど者としてその何人程度を確保するとかそういった目標みたいなものあるんでしょうか。
00:58:36	はい。日本原燃大庭です。資格者につきましてはやはり案等
00:58:41	添付書類3が33ページですと、重大事故等の対応に必要な節設備といいますか自動車と動かすということで
00:58:51	どれだけの設、そういった大型自動車というしなければいけないというふうな数を決めてますので、当然最低限その下の人間資格者がいないと動かせないということになりますので、そういった観点での整理を、
00:59:05	はできますので、そういうところがわかるような記載に改めたいと思います。
00:59:12	はい。以上です。はい、ではその辺見直してはい。
00:59:17	予定していただければと思いますのでよろしくお願いします。本資料は以上です。

00:59:26	はい、規制庁の竹田です。それでその他、本資料につきまして確認はございますでしょうか。
00:59:36	規制庁古作です。先ほど説明あったこと。
00:59:41	なんですけど、
00:59:44	ちょっとちゃんと聞いて何か、
00:59:48	他ので申し訳ないんですけど、どうするつもり。
00:59:52	て言われてたんです。
00:59:56	日本原燃の大庭です。技術者の件でしょうか、それともないというご説明したあの子、サポートサポートの説明はですね。
01:00:10	日本語にする。
01:00:13	記載をみいなかった。については変更管理表にもですね今回次の補正にて他、修正させていただくということで、と書いてございまして次の補正に合わせて修正をしたいというふうに考えております。
01:00:30	規制直属ですけど、それだけで済むんですか。
01:00:34	なんだねと。
01:00:36	庁舎内にどれ
01:00:41	部分についてですね CR 登録を行いまして、社内の適切なぬ QMS に基づいた不適合管理を行ってその中で是正措置まで行った上で、補正をするということで考えてございます。
01:00:54	以上です。
01:00:57	はい。それは当然なんですけど、
01:01:01	これ設工認でもやらかしてますよね。
01:01:09	類似じゃないですけど、類似じゃないって言いながら、ほぼ類似だと思うんですけど、
01:01:16	記載が不適切なまま、
01:01:19	チェックせずに、
01:01:21	提出している。
01:01:24	いうことは同じじゃないですか。
01:01:29	新沼です。はい。ご指摘の通り、糸賀節子ガーデンも不備を生じて、セコムはもう相当のボリュームの日でしたけれども、
01:01:40	今回、変容確信しておるんですけども、
01:01:45	その一方、再処理事業所のですね申請小の

01:01:50	まず作って、それをその廃棄物管理に良い章番号等を修正して、作成をしているというところがわかってまして、本来そういった言い方は当然出力ではなくて廃棄物管理事業廃棄物管理事業と、
01:02:05	ということで、作ってやるべきなんですけれども、ちょっとやり方をやっているというところが今、原因確認としてわかってございます。
01:02:15	ですので、当然ご指摘の通り、設工認側のですね、ふぐの対策をですね今回の原因を踏まえて、
01:02:25	人があれば、展開をしていくというところを考えてございますけれども、まずちょっと今回の原因がですねかなり特異であったというところもあって、その点を是正をした上でですね、
01:02:38	補正にをさせていただくというところに当然設工認等も共有をして、その設工認側の不備の対策にも反映をして必要であれば反映をしていくということで考えてございます。以上です。
01:02:53	古作ですけど、今言われたのは作業者の問題であって、
01:02:59	共通してるのは作業者のところじゃなくてチェック者なんですよ。
01:03:02	結局、原燃って QMS 回ってねえじゃねえか。
01:03:06	ということになっちゃうので、
01:03:11	そのあたりも含めて話をさせていただきたいと思いますし、そのあたりの、
01:03:16	対応状況については、
01:03:21	ヒアリング資料としても、説明をするようにお願いします。
01:03:26	表現の場です。
01:03:28	はい。承知いたしました。今回のチェック、
01:03:31	確かにご指摘の通りチェック、とせ気づかなかったというところはございます。ちょっと今回の事実としては
01:03:39	結果やり方もですね町まずやり方といいますかそうですねチェックのための資料作るやり方が悪かったというところが見えておりますのでそういったところもですね含めて、またご説明をさせていただきたいと思います。以上です。
01:03:53	はい、古作ですよろしく願いしますって、それでいうとですね、それでいうとちょっと違うかな。
01:03:59	補正にあたっては、社長のコメントを踏まえて提出時期が遅れたっていうこともあったと思うんですけど。

01:04:07	それについては、事業、事業者間の整合ということではありましたけど、
01:04:14	延年とし、
01:04:16	のその生成をつかさどる計画部でしたっけ。
01:04:21	からするとどう考えてやられてたっていうことなんですか。
01:04:26	はい、大庭です。
01:04:30	技術者の繰入金の事業部間の横並びのところのことだと思いますけれども、社長家もコメントで遅れたということではなくてですね、納車等のきっかけとして、そういうコメントが社長からあったというのは確かでございますけれども、
01:04:46	そのコメントを受けて、やはり
01:04:49	申請者の品質を今回再処理廃棄物、MOX 同時に申請をしますので、そういった同時に審査を行うという品質の
01:05:00	確保の観点で、各事業部でですねやらないといけないことというのを考えて、その整理を行った結果申請がちょっと遅れてしまったというものでございまして当然事業者として、
01:05:12	ですねやるべきところが抜けていたというところで、整理を行った結果遅れたというものですので、社長のコメントを栗田通りがやるべきところと、それをきっかけにですね、やるべきことを整理してつと遅れたというふうには認識をさせていただきます。
01:05:27	以上です。失礼。規制庁、保坂ですすみません、私の表現が悪かったのは誤りますが、
01:05:33	内容は理解して、
01:05:36	結局社長に言われるまでそういうことに気づかないってどういうことなんですかっていうことを聞いてます。
01:05:43	はい、木場です。それは、ご指摘の通りです。IIIAS ではないですけどもちょっと事業部間の連携が良くなかったというところがありますので、
01:05:55	今ですね改善として、同時に申請する部分も申請しなかったとしてもですね、今回再編、
01:06:03	M、MOX ですけども他の事業も踏まえてそれと申請書の記載に行われて図れるような、
01:06:10	用というのをやることにしておりますので、ちょっとそこは確かに今回は気づくことができなかったというのは反省点としてあるんですけれど

	も、今後の改善ということで少ないようにということでやっていくこととしております。
01:06:23	ちょっと回答になってないかもしれませんが、以上です。
01:06:27	はい、古作です。そうですね。
01:06:31	事業者、事業所間なり事業間の横並びっていう話は、私が令和元年から担当していく中で、特に新規制基準新
01:06:45	検査制度の改正に伴う対応の中で、審査会合等でも、
01:06:54	話をさせていただいてその方向でやりますというふうに、
01:07:00	言っていたいたところですので、その取り組みが徹底されていないということだと思っんですね。なんで今更社長に言われなきゃいけないんだっていうふうに、
01:07:11	感じましたので、
01:07:15	時期を大分溢水だと思いますけど、これを受けにしっかりと連携を取る方策をとるといことなので、その点進めていただきたいと思います。
01:07:27	その点では、ここのヒアリングではなくてもいいんですけど、どっかの場で、
01:07:34	この左ではなくてもいいんですけど、とっちめしていただきたいんですけど、どうしましょうか。日本原燃大庭です。長金。
01:07:44	おっしゃいました。今回、
01:07:46	に関するキャリブということによろしいですか。
01:07:50	全体の連携の話 C。
01:07:53	かね。
01:07:54	はい。交渉です。そうですね。
01:07:57	わかりました。
01:08:01	この申請書を分離事業部間で横並びはかって出すかというところではちょっとまた別の場で説明させていただきたいと思います。以上です。
01:08:14	はい。おそらくですわかりました。忘れないように、あんまり
01:08:19	時間かけずにというか状況を、
01:08:22	お伝えいただけるように、綿面談ってことだと。
01:08:27	で、
01:08:27	ご連絡。
01:08:29	します。で、ちょっとずるずると申し訳ないんですけど、

01:08:36	今回の補正にあたっては社長コメントを踏まえた上で、改めて品質本会議でしたっけ。
01:08:45	とか安全委員会だったりを実施しているというふうに聞いてるんですけど。
01:08:51	それ、
01:08:52	改めて書けるかどうかっていうことの判断、基準とかっていうのはどうなってる
01:09:02	日本原燃大庭です。
01:09:04	品質本会議、dす。
01:09:07	ちょっとすみません正確には確認をします。高本大井さん会議にかけるというのは標準類で決まっております。あと、さらにそ、それ以外にも
01:09:22	院長が審議が必要だと認めるような場合には審議できるようになってい ると思いますので、ちょっとそこはすみません、確認させていただきます。
01:09:32	はい。補足ですよろしくお願いします。
01:09:36	保安規定上は許認可に関係すればっていうことなんですけど補正毎回や ってルーのかどうかと。
01:09:44	どうかなと。
01:09:47	それも、どのタイミングでっていうことで1度諮ったときに、そのあ との変更点みたいなのは書類、
01:09:57	あって確認をすればいいというような判断も適宜されていたはずで、
01:10:04	本件がどういうものに当たるのかというのがいまいち、
01:10:07	他の
01:10:09	難しい。
01:10:10	整理をして、また、
01:10:14	はい、どうぞよろしくお願いします。
01:10:16	二本木小沼です。承知いたしました。
01:10:21	規制庁大橋ですけれども、ちょっと
01:10:25	念のため確認したいんですけども冒頭この管理の、この比較表の
01:10:32	57 ページ 56 ページで
01:10:35	誤りがありますという話があったかと思うんですけどちょっと具体的に ちょっと教えていただいて、
01:10:48	聞こえてますか。

01:10:53	はい、稲葉です。
01:10:54	土地ページでいきますと、58 ページかな。はい。
01:11:04	添付し、
01:11:05	添付書部分というところですね。
01:11:07	はい。ところ、
01:11:10	疑義がある備考欄に変更前は次回補正にて修正って書いてあるところが誤記の箇所です、これは
01:11:16	部署 5-2 とその次の 3、
01:11:20	あとちょっとということで 5 というところに記載があると思うんですが、
01:11:25	ひょっとしたらまだ、
01:11:27	機器一つ変更配管系という記載があるんですけどもこれは廃棄物管理には不要な記載でした。これ左側が既許可を、
01:11:40	になっておりますけれども、企画課では機器への影響ということで配管系というのが入ってたんですけども、これはちょっと最初の記載を持ってきたがためにですねこの配管系という不要な文字が入っていたというのが、下から 3 行目も含めて 2 ヶ所ございます。
01:11:56	次のページは添付する 5-3 と、
01:11:59	いうページについてはこれはもう記載する場合はサービス部になってますのでちょっと間違いが明らかなんですけれども、廃棄物管理施設とするべきところを再処理施設というふうにしていたところがこれも 2 ヶ所ございます。
01:12:13	最後、添付書類 55 というページ、
01:12:17	になりますと、この一番下の構築物の指導の動的解析にあたっては、この道路の解析自体は、再処理施設には必要なんですけれども、廃棄物管理施設は左側空欄になっておりますように、廃棄物管理施設では、必要のない記載でしたけども、
01:12:36	この再処理施設のものがここに入っていたと、このバラグラフ丸々入っていたというのが誤りというこの 5 ヶ所が
01:12:46	日があった点でございます。以上です。
01:12:49	はい、わかりました。
01:12:51	では対応よろしく申し上げます。
01:12:54	はい、承知いたしました。

01:13:03	藤。規制庁の竹田です。謄本資料につきましてその他確認はございますでしょうか。
01:13:10	規制庁日下です。今ご説明いただいていた流れでざっと見ていってですね。
01:13:18	確認したいんですけど、70 ページ。
01:13:22	仮管理ですね。
01:13:26	添付書類 8 の 2 ページっていうことについてるんですけど、このなお書きのついて
01:13:33	なんですが、本件って令和 2 年 3 月 30 日、31 日以前に実施したもので、
01:13:42	というのはどんなことがあるんですか。
01:13:50	便利なものでございます。元についてはヒアリングでもご説明させていただきましたけど、
01:13:57	今回の申請にあたっての調達業務に関しては、道路 2 年 3 月 30 日、1 日 2000 実施しておりますので、新検査制度、
01:14:07	施行する以前の業務ということで、こういった書き方をさせていただいております。以上です。
01:14:15	規制庁古作です。そ調達一式、もう電話に年産を担い前にをは、
01:14:22	出るってこと。
01:14:27	本日のノーでございます。マスコミでは例えば発注行為とか、そういったところに関しては令和 2 年 3 月 31 日以前にやっております、そのあと調達管理自体は、
01:14:41	令和 2 年 3 月 31 日をまとめて、研修とか実施しておりますからそのような、3 月 31 日までに実施した業務については、こういった書き方ということで除外規定も見させていただいております。
01:14:55	以上です。
01:14:57	規制庁、坂です。わかりました発注までは、その前にやっていたって、
01:15:03	0 なのでその通りでございます。
01:15:05	はい。
01:15:14	規制庁竹田です。その他にはございますでしょうか。
01:15:20	よければ、県の方から本件についてフリー帰りをお願いいたします。
01:15:31	はい。日本原燃大庭です。変更の対比表に関しましては、
01:15:37	まず、技術者の減少のところですね。ええ。

01:15:44	もう少し環境として定量的にできる部分を定量的にということで見直しを行うと。
01:15:51	ということで提示させていただきます。
01:15:59	あとは
01:16:02	いいですね適切でなかったところにつきましては、当然社内の対応としては適用との対応を行っていきます。あと、
01:16:14	をそれを踏まえてですね補正の方で反映させていただきたいと思えます。
01:16:20	あと、江藤ですけど、コメントございました前回の補正が遅れたという点について、
01:16:30	事業間の横並びが、当社としても、過去にやると言っていたところはできていないというところがございますので、見直すと同時に、しっかりまた見直すと同時にその状況をですね、面談でご説明をさせていただくと、あわせて遠方会議に、
01:16:46	見たものをかけるのかということもそこで合わせて説明させていただければと思います。以上です。
01:16:54	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。
01:16:57	あと今の説明付ってコメントはございますでしょうか。
01:17:03	はい。よろしければ次の資料の確認に進みます。衛藤最後になりますが、整理資料のQMSに関するものになります。
01:17:13	本件につきまして、原燃の方から、ポイントになる部分の説明をお願いします。
01:17:23	あります。それでは
01:17:27	リスク管理体制に係る最初の印象についてポイントを説明させていただきます。
01:17:32	投資弁士の発注 17 ページをお願いします。
01:17:39	40 ページに報告説明資料のリストというのがございますので、ここを使って、
01:17:47	加茂 SE ポイント説明させていただきます。ここに提出するところ、20131 月 7 日と書いてあるところが、今回、
01:17:57	整理資料の変更点になります。
01:18:00	補足説明資料の 1-2 ということで、丹清でございますけど、これはロッカーの申請に当たりましてでございますと。

01:18:10	倉持瀬口の二つの体制に変更したということでございます。それで今までも書いてございませんけど、日付にある4月1日と、
01:18:21	いうふうに変更したものになります。
01:18:24	それから、補足説明資料の、
01:18:26	1から、南部さん。
01:18:29	ございますけどこれは実際の設計に関わり、
01:18:34	プロセスでございまして、接客計画を作って、インプットアウトプット、
01:18:41	田上丸井で検証するというプロセスでございまして、今回は訓練審査の進捗状況を踏まえまして、
01:18:50	平成23、3月30日に設計計画改正した上で、
01:18:57	改めてインプット、
01:18:59	恋愛をしてお示しており、パトロールで検証してございますので、そういった設計実績についての説明資料4-1から2-3ということで、
01:19:11	今回、設計の実績を追加しております。
01:19:15	それから直接自分のワークからバーナーということで、
01:19:20	通知9日の補正させていただいておりますけど、
01:19:24	この補正に関する手続き、江崎と、
01:19:28	ということでございまして、まず、全部説明資料が起こる、申請書を作成する者にとっては、ちなみに、ルール経過申請書を作成するための、
01:19:39	ございますけど、これを社内で今回改正してございます。
01:19:44	まとめています。
01:19:45	整理資料を作る、チェックの互換記録の残し方というものを改正してございますので、改正したすぐ、
01:19:55	はいかにつけ直したと、いうことを、補足説明資料の部分でございませう。
01:20:01	それから、補足説明資料6と27。
01:20:05	18っていうのが先ほどちょっと議論がありましたけど、今回の補正にあたって、最終安全委員会の会議それぞれ2回ありがとうございますので、
01:20:16	火曜日、お手続きの矢内です。
01:20:20	あと世古補足説明資料の8ということでは申請にあたっての留意手続きの意味ですと、更新してございます。

01:20:28	それから御説明資料を設置許可変更ということで、
01:20:33	先ほどご説明した族設備資料の、
01:20:38	内川さんの設計以降という形で実施してますので、そこについて変更をかけたということで説明を加えております。
01:20:49	それから調達関係で変更してございます補足説明資料の3-4、
01:20:54	3-5 ということで、
01:20:58	当社の方は、
01:21:00	他に発注した時点の仕様書を検討しておりましたけど、そのあとは、契約銀行とか工期の変更等をかけてますので、
01:21:10	そういった仕様書を作成した実績も今回更新したということでつけさせていただきます。その辺もあわせて行って、補足説明資料の3-5と、
01:21:22	ということで、今期銀行とか契約変更に伴って、その他に、供給者の方から報告書が出てきてますので、それを検証したと。
01:21:33	原資として報告書を追加したというか、
01:21:38	リスク管理体制の変更点。
01:21:40	ことでございます。説明は以上です。
01:21:44	はい。
01:21:46	説明ありがとうございます。ちょっと何点か時、確認をさせてもらいたいんですけども、この27ページで書いてあるの。
01:22:02	補足資料を作った説明資料の2-2というもので、実際80ページにこれありますけれども、
01:22:11	藤。
01:22:13	これ
01:22:15	80ページに、資料2が2月、2-2があつてで、
01:22:21	88ページのところに、線表が書いてあるんですけども、
01:22:26	このまあ、これ一式の資料だと思うんですけども、これ、
01:22:33	すいませんちょっと前後してしまって恐縮ですけど80ページ目を見ると、
01:22:38	これは、
01:22:40	計画を作成し各段階の活動を管理している。で、各活動内容を記載した実績についてということで実績についてというふうに書いてあるんですけども、

01:22:50	実際にはその
01:22:52	計画を作成したという。
01:22:55	確定したというその実績が、その実績が書いてあるということで、よろしいんですかね。88 ページを見ると、一応その各そのレビュー等の実績までは書いてないような気がするんですけども。
01:23:07	これ、この治療がそういう位置付けの資料ということでよろしいんですか。
01:23:13	ちょっとその確認ですまずは。はい。
01:23:16	はいます。
01:23:19	直接、資料の説明でございますけど、
01:23:23	ていうか導くと 9 ページなりますけど、
01:23:29	から申請の業務設計において、
01:23:33	先方の一番上、インプットの明確化であるとか、それを踏まえた正規、設計した結果アウトプット、こういったものに各段階を管理すると。
01:23:46	ということが 3.3 で要求されてますので、ちょっと各段階の幹部したものとして、
01:23:53	80 ページ目以降に書いてございます、設計の計画、大分と、
01:24:01	例えば
01:24:05	88 ページですけど、
01:24:08	すいません。
01:24:11	規制庁加来です。
01:24:12	ちょっと、念のためなんですけど、
01:24:16	このページマスキング何ですか。
01:24:29	なんででしょう。
01:24:31	どういう情報がマスキングに。
01:24:34	関係するのかをまず説明していただいてから説明を聴取したいんですけど。
01:24:46	さ、うん。失礼しました
01:24:50	88 ページ、分析スケジュールに関しては特に式にするような内容はございませんので、これは
01:24:58	修正させていただきたいと思います。
01:25:02	規制庁古作です。わかりました。であれば説明していただいて構いません。

01:25:07	ちなみに他の人とその辺、管理とかもマスキングされてる状態ですので、そこもよろしくお願いします。続けてください。
01:25:18	了解しました。別途が各段階と、
01:25:23	2章そういった設計の方なんかを管理すると、いうことで、
01:25:27	管理する、3参事として、
01:25:30	接近とにかくつけさせていただいたと。
01:25:33	具体的に言うと、88 ページの設計スケジュールの中に、9 番久米管理だ形でやっていくかというところでいけますんで、
01:25:43	そこへ主にしたこの設計の計画を添付しているということでございます。以上です。
01:25:50	はい、わかりました。位置付けはわかりました。それで、続いてなんですけれども、
01:26:00	これ
01:26:05	81 ページ目を見ると、
01:26:09	この資料のですね。
01:26:15	一応今回のこの資料っていうのは変更許可申請書作成の設計の計画というものでありますと、一方その MOX の方の資料を見ると、
01:26:26	これが、
01:26:29	通しの 42 ページになりますけれども、
01:26:32	特に
01:26:36	こちらに関しては申請書は変更申請書作成の設計の計画というふうな位置付けはちょっとどこにも書いてないように見受けられるんですけども、同じ位置付けの資料と考えてよろしいのでしょうか。
01:26:55	ちょっと深層、
01:26:57	位置付けとしては違いますけれども、そういう計画ということで、
01:27:04	位置付けの、
01:27:06	ちゃんと、
01:27:09	いうことでございます。
01:27:11	これ何かフォーマットというか
01:27:15	フォーマットっていう方の何かそういった変更申請書作成の計画とかそういったことも書いてないのは何か。
01:27:23	同じ原燃内の 2 中の理由とかあるのでしょうか。
01:27:36	即して

01:27:38	これんと、
01:27:40	そうですね。ええ。
01:27:43	ちょっと
01:27:46	難しいですけども、
01:27:48	草野サービス設計部計画ですけども申請書んす。
01:27:52	変更の通り、
01:27:56	ですね。
01:27:58	プロジェクトの
01:28:00	作成すると。
01:28:03	ちょっとついとるから、計画。
01:28:07	玉木さん。はい。
01:28:10	説明になってないからやめようか。
01:28:12	日本原燃清野でございます。はい。これも社内でもう
01:28:18	事業部で跨る等、フォーマットなりやるが変わる。
01:28:23	話をしまして、今現状は過去やったものを載せてます。変えるべく今社内で検討させていただいてます。というのと、保安規定との関係での業務の遂行と、
01:28:38	いことのアクションとして今回何をやるのかということとの関係で、計画が成立してないといけないというのもありますので、ここは目的会社なのにやり方が違うと。
01:28:51	ですね情報が歯抜けがあるとか、塗装があるとかいうことで困るので、そこは社内的に、よく見ながらスケールというようなものをやっていくという計画を今後検討して合わせていく。
01:29:05	ということが必要だと思ってます。
01:29:08	あれ。
01:29:09	ありがとう。
01:29:11	もう、
01:29:12	はい。
01:29:14	形態が違うだけでやってることは同じというか、
01:29:17	しました。で、ちょっとそれでスケジュールの方でちょっと確認したいんですけども、
01:29:24	再処理の方でいくと、
01:29:27	また 88 ページになりますけれども、

01:29:34	88 ページになりますと、ちょっとここはマスキングないということですので、ちょっと中身話しますと、
01:29:41	一方 MOX の方を見ると、こちらは
01:29:46	43 ページ。
01:29:48	かな。
01:29:49	になりますけれども、
01:29:59	ですね、再処理の方には設計審査委員会によるレビューっていうふうなものあって、再処理の方にはあったせいか、MOX の方には特にそういうものもないような、
01:30:12	記載としてはないんですけども、これは何かそごがあるとかそういうことではないんでしょうか、設計審査委員会のレビュー系、同じくやっているということ、
01:30:21	はい。
01:30:23	丹治でございます。設計者参画できれば、月、
01:30:29	違う。
01:30:30	はい。
01:30:32	して、
01:30:33	星野小の部分と 1 件、
01:30:36	ございます。
01:30:39	ちょっと聞こえにくかったんですけども、
01:30:43	もう一度お願いしてよろしいですか。すみません。
01:30:48	熊本です。
01:30:50	マスキングあるところ。
01:30:52	東芝、
01:30:56	能勢審査なんかによる技術検討書の
01:31:00	言うと、
01:31:01	ありますが、もう申し上げましたけど、そのように、
01:31:07	書いております。
01:31:12	それで、それで書いてあるんですけどもこっちの方が MOX の方だと特に
01:31:20	今回の補正のときはやっ行っていないように、
01:31:25	上から 2 番目の石油レビュー。

01:31:29	六ヶ所ですよねで技術評価し、設計委員会による技術検討書のレビュー っていうふうなことが書いてあって、これは 2009 年 10 月に今実施して 以降はやってないように見えるんですけども、
01:31:41	一方最初の方を見ると、
01:31:44	一応 2023 年の 4 月ぐらいにもう、ちょっと白三角ですけどもやるよ うに書いてありますということでそこがあるふうに見えるんですけど もこれは、
01:31:57	ふうん。
01:32:00	そういうことではない。
01:32:10	聞いて失礼ですけども、
01:32:16	設計は、
01:32:22	三つの市、
01:32:24	それについてわけですか。
01:32:43	右下でございます補足をさせて。
01:32:47	おっしゃっていただいているという最初に資料三角何で実績があったか どうかは、
01:32:52	が、
01:32:53	この受注業務受注者設計段階、書いてあるところの設計図書のやりとり も、受領して検証整理をすると。
01:33:03	いうときに、もともっている技術検討書に対してフィードバック、あ らゆる事項があり、その大元の設計の概念なり、検討内容、
01:33:14	追加変更が必要だという場合には、当然ながら技術検討書の改訂が必要 になりますので、設計審査委員会を再度かけるという流れになるという のが現状の設計プロセスと認識
01:33:32	はい。
01:33:42	衛藤。
01:33:43	いうことから、変更があった場合にはやるということで、今回だから、 特には行っていない。
01:33:50	ということなんですか。
01:34:00	田巻さんそこは実績押さえています。
01:34:03	ですね。
01:34:07	ちょっとすそっ放しで、しっかりと確認してお答えしたいと思います が、補足説明資料の 2-9 に、

01:34:17	ますけれども、
01:34:20	よろしいですね発注の契約期間が、
01:34:24	スタートだけなので、設計審査委員会を省略したと思われるんですけども、すいません確認して改めて回答させていただきたいと思います。以上です。
01:34:36	はい。確認してまた、
01:34:38	説明いただければ結構ですのでよろしくお願いします。以上です。
01:34:47	はい。規制庁の竹田です。その他、本紙につきまして、規制庁側から確認はございますでしょうか。
01:34:56	規制庁古作です。
01:34:59	先ほどの話の中でも、
01:35:02	入ると思うんですけど、今の設計審査委員会ってところで今5台上がりましたけど、
01:35:14	品質保安会議だったり、安全委員会だったりっていうのは、
01:35:20	これには書かずに別。
01:35:22	てやるものなんでしょう。
01:35:32	本件でございます。設計及びに関しては、再処理事務部に関しては、この資料の38ページ、
01:35:43	でございますけど、
01:35:48	最終事務設計管理運営部というもので、設計文化部を規定しております。
01:35:55	で、
01:35:56	食器地震というふうに重要な面と、
01:36:03	寄付に、
01:36:05	印象付けてございますけど、15万本に関しては、設計二名区民としては、
01:36:11	まず選挙主幹会の方にテレビをした上で、ステップとしては、吉井山塊にルビを受けると。
01:36:20	さらに10については、前回から再度リレーを受けると。
01:36:27	明確に規定してます。今回申請に関しては、
01:36:33	何か申請に向かう評価解析業務でございましたので、CASBEE 担当するということで、清家主幹から、施設レビューを実施した。

01:36:44	多分、設計審査委員会をグルーピングすると、いうことで、三分、しております。以上です。
01:36:53	いや、野呂さんの回答になってないな。ちょっと仁義 20 でございます。ここ多分整理をちゃんとしてご回答しないとイケない。
01:37:02	設計、
01:37:04	係留、
01:37:05	申請書の
01:37:07	ないと思っていて、申請書を提出する際に、レビューなり瓜生銀行会議であったり安全委員会の立ち位置でのやることと、
01:37:17	詳細な設計の内側に対する積レビュー
01:37:23	工程での安全委員会の関与というところの役割を整理をして示した上で、ここで言っている安全委員会っていうのはどういうところか、全体としてのスケジュールとして、一步会議なり安全、
01:37:36	委員会はどういう立ち位置で、どのタイミングで入るのかというところを、ちゃんと整理をして図示してお示しする必要があるかなと思ってました。
01:37:47	はい。補足ですわかりました。それで言うと今示されているところと言っているのは、設計についてということ、先ほど来話をしていた技術班会議なりというのは、
01:38:02	申請書としてっていうことでの主査の判断のもととしてということって趣旨が分かれているっていうことですよ。
01:38:12	はい。宮城西浦でございます。おっしゃっていただいた通りでございます。
01:38:17	はい、そうです。その点はちゃんとわかるようにしといていただいて、後者の話についての実施の有無については先ほどのお話の通り、また別面談です。
01:38:30	ことで理解をしましたよろしく申し上げます。
01:38:41	規制庁竹田ですその他、規制庁側から確認はございますでしょうか。
01:38:48	なければ原燃の方からは次回に申し上げます。
01:38:58	まず、振り返りでございますけど、
01:39:00	やっぱり資料でちょっとマスキング箇所が不適切の結果、
01:39:05	答えましたので、
01:39:06	それをリスト、御社の他に使ってちょっと再確認いたします。

01:39:12	他も吸えるがある資料で、設計、種々設計室、
01:39:19	前提で、
01:39:21	再区分するとさせていただきます。
01:39:24	いうこと。
01:39:25	資料とは別でございますけど、設計に関するプロセス、再処理 MOX 管理の形でちょっとはちょっと
01:39:37	管理していきたいということでございます。以上です。
01:39:42	規制庁竹田です。ありがとうございます。
01:39:46	説明につきまして規制庁側から確認があればお願いします。
01:39:54	はい。
01:39:55	特にないでしょうか。
01:39:57	すいません古作ですちょっと蛇足になりますけど、再度補正されるという古藤ですけど、
01:40:07	なぜ清掃なってしまったのかということと、
01:40:11	まずその再補正、踏まえて先ほどの計画書ってまた変えるのかというような、
01:40:18	業種
01:40:40	はい。柏崎でございます。
01:40:43	まず、こちらの紙のところですけども、今回
01:40:48	石野さんはじめ、船舶の被害受けまして自主地震津波なんですけども、きまして、下の対象施設がありまして、他の機器ですけども、
01:40:58	影響をおよぼし得る火山があったと。
01:41:02	潮田さん。
01:41:06	変更申請と保障の部分、保全をしておりますしておりますけども、その3評価、
01:41:11	影響は特にかかるということで、看板で補正をして欲しいということでありまして、補正をするになっております。
01:41:22	以上です。
01:41:25	日本でね。須沢です。補足させていただきます。今回の先ほどの意見、今、ただいま説明した点につきましては、設計の計画については変更がないものと思っております。

01:41:36	申請書の形は変わりますが、各種撤去主管課の中の設計については活動としては変わらないと思っておりますので、設計の計画、また設計レビューのやり直しみたいなことは、
01:41:50	予定してきていないと。
01:41:52	許しておりません。以上です。
01:41:56	規制庁大作です。設計変更ではないということは理解し、
01:42:01	あと、最初の方の説明がちょっとよくわからなかったって、
01:42:06	具体です。
01:42:14	土木建築部の高橋です。最初の火山の件なんですけれども、補正申請をさせていただいて、その後に、次木曾千葉地震津波班と、
01:42:25	ヒアリングさせていただいたんですけれども、その時にですねちょっと我々の認識がちょっと規制庁さんとの調整が取れてなくてですね、先ほど申しあげましたように最初の変更申請、震源特定せずの
01:42:38	変更申請をしたときに、そこのところは変更せずに、部分本補正という形で、変更申請という形でやらせていただいてその後、さらに審査が進んだ後も踏まえ、
01:42:51	補正申請をさせていただいたんですが、火山につきましては、変更してないところについても、今回の
01:42:59	その中で1度全部を審査したことにしたいということで変更がないところについても、変更申請としての主、資料として一式、その方の部分に関してだけなんですけれども、その部分は、全体の部分補正ではなくて全体を再度同じものであっても、
01:43:17	出して欲しいというようなお話をいただきまして、その部分についてはある意味中身は変わらないんですけれども、その部分を補正申請をさせていただくと。
01:43:29	というような形で進めたいというふうに考えております。以上です。
01:43:34	規制庁草場です。ちょっと私が地震津波から聞いているのと説明の仕方が違うんで。
01:43:42	気になっているんですけど、変更のない部分まで改めて見たことにしたいってそれおかしいですよ。
01:43:51	地震津波から聞いているのは審査会合で聞いたものが、申請書に現れてないのであろうというふうにというふう
01:43:59	言ったというふう聞いてるんですけど。

01:44:01	すみませんちょっとそのまま農業委員高橋です。ちょっと私の表現が悪かったと思いますすみません加古変わらなかった部分も含めて、審査会合ではパッケージで、
01:44:13	ご説明をさせていただいております、そういった意味ではその部分も含めて、補正をするようにというご指示でございましたので、はい。
01:44:24	はい。以上でございます。
01:44:27	はい。補足です。そういったことって、何でその補正前に、どのような補正、
01:44:35	なのかってイメージが合わないで、
01:44:39	進んじゃうんですかね。
01:44:43	すみません我々はそこまで
01:44:46	これを取らなかったというかですねはい。
01:44:49	そこまで調整が取れなかったということでございます。
01:44:55	はい。規制庁草場です。今回はもうしょうがないですけど、
01:45:01	少なくとも私は、
01:45:03	どういうその書類じゃない等審査苦労的ないかっていうことは、
01:45:08	お伝えをして補正の準備をさせていただくということはやってます。
01:45:15	ちょっとその認識でいますけど井原さん何か。
01:45:19	いたことあります。
01:45:21	はい乳井石田でございます特に言いたいことと。
01:45:26	調整の仕方が違うということなの。
01:45:29	我々からもアクション
01:45:31	とか、
01:45:34	ちょっとここに入れなかったんじゃないかなと思います。どういうふう に割り振るかというのは、ヒアリングでも何でも、情報を出して、こ ういう形でというやりとりもして参り、
01:45:44	学校の実績も踏まえた上でどういうパターンでいるかっていうの、当然 事前に調整をしているか入っていた。
01:45:51	出ました。はい。
01:45:53	はい、古作です。
01:45:56	内容の審査は、補正を、の提出を受けてやるものではありませんけど、そ の前にそもそもの申請を受けてヒアリング審査会合をやってますので、

01:46:07	どういったものわあ、申請書に入っていないきゃいけないかという議論は十分できる状況だと思ってます。今回もその審査会合で出たものだからということなので、こちらは当然入る。
01:46:21	ことなんだと思うんですけど、
01:46:23	そのあたり、しっかりとコミュニケーションをとって無駄な作業時間ということもないように取り組んでいただければと思います。以上です。
01:46:33	二本木小高折衝しました。申し訳ございませんでした。
01:46:44	はい。規制庁の竹田です。それではその他、刀禰確認はございますでしょうか。
01:46:58	規制庁大橋ですけれども、この後、
01:47:01	説明があるかもしれないですけど今後の補正、一応7月末というふうには聞いてますけれども、それに向けてのスケジュール等をちょっと説明いただけますでしょうか。
01:47:14	はい。別の場です。実は、修正する資料がございますのでその資料の修正は先ほど
01:47:24	でも話しました中で関係性上部の地震動ぐらいのところ、
01:47:30	の確認ということが1ぐらいのメンバーで、スケジュールわからないところありますので確認をして、資料提出できる時期については、連絡をさせていただきます。
01:47:41	別につきましては、息をいただいたし、資料の修正と
01:47:46	個別関係なくうちにできると思いますので、もう、ただちょっと、
01:47:52	そしてご意見のところの修正それから是正処置のを完了というのが必要になってきますけれども、それを踏まえて、今おっしゃった通りですね、一応月末の補正ということで準備をしておりますので、
01:48:05	また日程が決まり次第ご連絡させていただきたいと思います。以上です。
01:48:15	はい。規制庁竹田です。ありがとうございます。
01:48:19	あと、規制庁側からその他確認がありますでしょうか。
01:48:23	ちなみにあの、
01:48:25	面談というのは月末のその補正前までにやるイメージ、ちょっと今、今日話題になった話ではあるんですけども、
01:48:36	よろしいする数等ですね今の状況と後、そんな時間かからないと思いますけれども、

01:48:46	調整もありますのでこれ、
01:48:48	連絡させていただければと思いますので補正前にやりたいということで考えてます。以上です。
01:48:57	はい。
01:49:00	規制庁竹田です。
01:49:02	藤原燃側から何か確認はございますでしょうか。
01:49:11	はい、野中です。池野から特にございません。以上です。
01:49:16	はい、規制庁の多田瀬野による出てくると考えてます。以上です。
01:49:20	特にもずく線でございます。
01:49:24	それでは本日のヒアリングは以上とさせていただきます。お疲れ様でした。
01:49:30	そして